

## 鹿児島市 新型コロナウイルス感染症対策事業の税務上の取扱いについて

### 課税対象となる給付金等について

- 「課税対象」となる給付金等であっても、必ずしも税負担が生じるものではありません。  
例えば、給付金等の支給額を含めた年間の収支が赤字となる場合は、税負担は生じません。
- 国民健康保険税は、給付金等の支給額を含めた年間の収支が赤字となる場合、所得割額は課税対象となりませんが、均等割額及び平等割額は、その世帯の状況に応じて計算されます。

※ すでに申請期間が終了している事業もあります。実施中の事業等は市ホームページに掲載の「鹿児島市新型コロナウイルス感染症対策 支援・相談事業一覧」でご確認ください。

| 事業名                       | 内 容   | 税務上の取り扱い |       | 実施主体 | 事業実施者                     |
|---------------------------|---|----------|-------|------|---------------------------|
|                           |   | 課税対象     | 非課税対象 |      |                           |
| 子育て世帯への臨時特別給付             | <p>新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、臨時特別の給付金を支給</p> <p>【対象者】<br/>下記(1)(2)を養育する児童手当受給者または主たる生計維持者等<br/>(1) 令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象となる児童<br/>(2) 令和3年9月1日以降令和4年3月31日までに生まれた児童<br/>※高校生相当については、国の補正予算成立後、別途、予算措置を行い対応する。</p> <p>【支給額】<br/>児童1人当たり一律10万円</p>   |          | ●     | 国    | ■市こども福祉課児童給付係<br>216-1261 |
| 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）   | <p>収入減少の中で子育ても担うひとり親世帯の生活を支援するため給付金を支給</p> <p>【対象者】<br/>(1) 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方<br/>(2) 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方<br/>(3) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている方</p> <p>【支給額】<br/>児童1人当たり一律5万円</p>  |          | ●     | 国    | ■市こども福祉課家庭福祉係<br>216-1260 |
| 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分） | <p>収入減少の中で子育ても担うひとり親世帯以外の生活を支援するため給付金を支給</p> <p>【対象者】<br/>(1) 令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の支給を受けており、令和3年度分の住民税均等割が非課税の方<br/>(2) 18歳までの子（障害児については20歳未満。令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とする。）の養育者で、以下のいずれかに該当する方<br/>・令和3年度分の住民税均等割が非課税の方<br/>・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、住民税非課税と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)</p> <p>【支給額】<br/>児童1人当たり一律5万円<br/>※ひとり親世帯分給付金を受給した児童分は対象外</p> |          | ●     | 国    | ■市こども福祉課児童給付係<br>216-1261 |

| 事業名                     | 内 容  | 税務上の取り扱い |       | 実施主体 | 事業実施者  |
|-------------------------|--|----------|-------|------|--|
|                         |  | 課税対象     | 非課税対象 |      |  |
| 住居確保給付金                 | <p>離職またはやむを得ない休業等により、経済的に困窮し、住居を喪失した者または失うおそれがあり、収入、預貯金等の条件に合致する者等に対して、家賃相当額を原則3ヶ月、最大9ヶ月支給する。</p> <p>(令和2年度の申請者は、特例要件により最大12ヶ月支給する)</p> <p>【支給上限額】</p> <p>単身世帯 31,600円</p> <p>2人世帯 38,000円</p> <p>3～5人世帯 41,100円</p>   |          | ●     | 国    | ■市生活自立支援センター<br>803-9521                             |
| 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 | <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に対して支援金を支給。</p> <p>【支給上限日額】</p> <p>・令和2年10月～令和3年4月休業分:11,000円</p> <p>・令和3年5月～11月休業分:9,900円</p> <p>※大企業の一部の非正規雇用労働者も対象</p>  |          | ●     | 国    | ■厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター<br>0120-221-276 |
| 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金  | <p>新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特別貸付を利用できない世帯等に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護への受給へつなげるために支援金を支給する。</p> <p>【対象者】</p> <p>社会福祉協議会の総合支援資金の貸付を終了した世帯、再貸付で不承認となった世帯で、以下の要件を全て満たす世帯(生活保護受給世帯を除く)</p> <p>【収入、資産及び求職活動等要件】</p> <p>①市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12と生活保護の住宅扶助を超えないこと。</p> <p>②世帯の預貯金の合計が①の収入要件の6か月分(かつ100万円)を超えないこと。</p> <p>③公共職業安定所に求職の申込を行うか、または生活保護の申請を行うこと。</p> <p>【支給額】</p> <p>①単身世帯 月額6万円 ②2人世帯 月額8万円</p> <p>③3人以上世帯 月額10万円</p> |          | ●     | 国    | ■新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申込受付窓口<br>216-6200            |
| (国民健康保険)<br>傷病手当金       | <p>新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われる方で、その療養のために労務に服することができなかった国保加入者の被用者に傷病手当金を支給</p>   |          | ●     | 市    | ■市国民健康保険課給付係<br>216-1228                             |
| (後期高齢者医療保険)<br>傷病手当金    | <p>新型コロナウイルス感染症に感染、又は感染が疑われる方で、その療養のために労務に服することができなかった被保険者に傷病手当金を支給</p>  |          | ●     | その他  | ■鹿児島県後期高齢者医療広域連合<br>206-1398                         |

| 事業名             | 内 容  | 税務上の取り扱い |       | 実施主体 | 事業実施者  |
|-----------------|--|----------|-------|------|--|
|                 |  | 課税対象     | 非課税対象 |      |  |
| 就学援助制度          | <p>経済的理由により就学困難な児童又は生徒の教育機会の確保を目的として、学用品、給食費等を支援</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、今年家計が急変した世帯で、昨年と比較して大幅な減収が確認できる場合も審査対象</p> <p>【対象者】<br/>市立小・中学校等に在籍する児童生徒の保護者<br/>※申請は各学校へ</p>   |          | ●     | 市    | ■市教育委員会総務課財務係<br>227-1922  |
| 雇用調整助成金<br>(特例) | <p>事業主が労働者に支払った休業手当等の一部を助成</p> <p>【特例措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率<br/>4月末まで：10/10<br/>5月～11月：9/10</li> <li>・対象労働者1人あたり助成額上限<br/>4月末まで：日額15,000円<br/>5月～11月：日額13,500円</li> </ul>           | ●        |       | 国    | ■鹿児島労働局職業対策課<br>219-8713   |
| 雇用維持支援金         | <p>市内事業所において、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により休業を行い、その休業にかかる「雇用調整助成金」の交付決定を受けた者のうち、市内に事業所を有する中小企業者等へ雇用維持支援金を支給</p> <p>【対象期間】<br/>第4期：令和3年4月～6月の休業が対象<br/>第5期：令和3年7月～10月の休業が対象</p> <p>【支給金額】<br/>「雇用調整助成金」支給決定額の15%（第4期及び第5期それぞれ最大3ヶ月分まで申請可能）</p> | ●        |       | 市    | ■雇用維持支援金専用ダイヤル<br>803-8671   |
| 一時支援金           | <p>2021年1月の緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、又は、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に一時支援金を給付</p> <p>【支援金額】<br/>中小法人等 60万円<br/>個人事業者等 30万円</p>  | ●        |       | 国    | <p>【一時支援金事務局 相談窓口】<br/>&lt;申請者専用&gt;<br/>・TEL：0120-211-240<br/>・IP電話等：03-6629-0479<br/>(8:30～19:00 土日、祝日含む)</p> <p>※令和3年6月15日時点</p>  |
| 月次支援金           | <p>2021年4月以降に実施された「緊急事態措置」や「まん延防止等重点措置」に伴う要請を受けて、休業または時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、これらの地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、売り上げが50%以上減少した中小企業・個人事業者等に支援金を給付</p> <p>【支援金額】<br/>中小法人等 20万円<br/>個人事業者等 10万円</p>                    | ●        |       | 国    | <p>【月次支援金事務局 相談窓口】<br/>&lt;申請者専用&gt;<br/>・TEL：0120-211-240<br/>・IP電話等：03-6629-0479<br/>(8:30～19:00 土日、祝日含む)</p> <p>【給付対象や必要書類に関する質問】<br/>月次支援金 質問フォーム<br/>URL：https://emotion-</p> |

| 事業名                       | 内 容   | 税務上の取り扱い |       | 実施主体 | 事業実施者   |
|---------------------------|---|----------|-------|------|---|
|                           |   | 課税対象     | 非課税対象 |      |   |
| 鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金 | 1.新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、県の時短要請(令和3年5月10日～5月23日)に応じた飲食店等に対し協力金を給付<br>【支援金額】<br>○店舗の事業規模に応じて額が決まります。<br><中小企業>1店舗当たり「35万円から105万円」<br><大企業>1店舗当たり「上限280万円」  | ●        |       | 県    | ■鹿児島県時短要請協力金給付<br>事業事務局<br>295-0286<br>(平日9:00～17:00)   |
|                           | 2.新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、県と本市が連携して、時短要請(令和3年5月24日～6月6日)に応じた飲食店等に対し協力金を給付<br>【支援金額】<br>○店舗の事業規模に応じて額が決まります。<br><中小企業>1店舗当たり「35万円から105万円」<br><大企業>1店舗当たり「上限280万円」   |          |       |      |   |
|                           | 3.新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、県と本市が連携して、時短要請(令和3年6月7日～6月20日)に応じた飲食店等に対し協力金を給付<br>【支援金額】<br>○店舗の事業規模に応じて額が決まります。<br><中小企業>1店舗当たり「35万円から105万円」<br><大企業>1店舗当たり「上限280万円」   |          |       |      |   |
|                           | 4.新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、県の時短要請(令和3年8月9日～8月19日)に応じた飲食店等に対し協力金を給付<br>【支援金額】<br>○店舗の事業規模に応じて額が決まります。<br><中小企業>1店舗当たり「27.5万円から82.5万円」<br><大企業>1店舗当たり「上限220万円」  |          |       |      |   |
|                           | 5.新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、まん延防止等重点措置を踏まえた県の時短要請(令和3年8月20日～9月12日)に応じた飲食店・大規模集客施設等に対し協力金を給付<br>①飲食店<br>【支援金額】<br>○店舗の事業規模に応じて額が決まります。<br><中小企業>1店舗当たり「72万円から240万円」<br><大企業>1店舗当たり「上限480万円」<br><br>②大規模集客施設<br>【支援金額】<br><集客施設><br>対象床面積1,000㎡毎に20万円×時短率×時短日数<br><集客施設のテナント><br>対象床面積100㎡毎に2万円×時短率×時短日数 |          |       |      |   |
| 鹿児島県事業継続一時支援金             | 県による飲食店への営業時間の短縮要請、県外との往来自粛要請等に伴い、売上が大きく減少している県内の中小企業、個人事業主等に対して、事業全般に広く充当できる支援金を給付<br>【支援金額】<br>前年又は前々年の対象期間の収入額－(対象月(注)の収入額×2か月)<br>(注)対象期間のうち、事業収入が前々年又は前々年同月比50%以上減少した月<br>[上限：中小法人等30万円、個人事業者15万円]   | ●        |       | 県    | ■鹿児島県事業継続一時支援金<br>コールセンター<br>201-6202<br>(平日9:00～17:00) |

| 事業名              | 内 容   | 税務上の取り扱い  |           | 実施主体      | 事業実施者  |       |       |        |        |        |        |       |       |        |        |        |   |  |   |   |
|------------------|---|-----------|-----------|-----------|--|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|--------|---|--|---|---|
|                  |   | 課税対象      | 非課税対象     |           |  |       |       |        |        |        |        |       |       |        |        |        |   |  |   |   |
| 鹿児島県事業継続月次支援金    | <p>国によるまん延防止等重点措置の適用等に伴う県下全域の飲食店や同措置区域内の大規模集客施設への営業時間の短縮要請、不要不急の外出自粛要請等に伴い、事業収入が大きく減少している県内事業者を支援するため、事業全般に広く使える支援金を給付</p> <p>【支援金額(上限)】</p> <p>A全業種への支援<br/>中小法人等：10万円/月、個人事業者：5万円/月</p> <p>B酒類販売事業者<br/>国の月次支援金または県の支援金(A)に上乗せ<br/>※月間事業収入の減少率に応じた額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>30%~50%未満</th> <th>50%~70%未満</th> <th>70%~90%未満</th> <th>90%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小法人等</td> <td>10万円/月</td> <td>20万円/月</td> <td>40万円/月</td> <td>60万円/月</td> </tr> <tr> <td>個人事業者</td> <td>5万円/月</td> <td>10万円/月</td> <td>20万円/月</td> <td>30万円/月</td> </tr> </tbody> </table> |           | 30%~50%未満 | 50%~70%未満 | 70%~90%未満  | 90%以上 | 中小法人等 | 10万円/月 | 20万円/月 | 40万円/月 | 60万円/月 | 個人事業者 | 5万円/月 | 10万円/月 | 20万円/月 | 30万円/月 | ● |  | 県 | <p>■鹿児島県事業継続月次支援金<br/>コールセンター<br/>201-5598<br/>(平日9:00~17:00)</p> |
|                  | 30%~50%未満   | 50%~70%未満 | 70%~90%未満 | 90%以上     |  |       |       |        |        |        |        |       |       |        |        |        |   |  |   |   |
| 中小法人等            | 10万円/月  | 20万円/月    | 40万円/月    | 60万円/月    |  |       |       |        |        |        |        |       |       |        |        |        |   |  |   |   |
| 個人事業者            | 5万円/月   | 10万円/月    | 20万円/月    | 30万円/月    |  |       |       |        |        |        |        |       |       |        |        |        |   |  |   |   |
| 飲食店感染防止対策強化支援補助金 | <p>飲食店が実施する新型コロナウイルス感染症防止対策用品の整備等に要する経費について補助</p> <p>【補助内容】</p> <p>■補助対象経費 感染防止対策物品の購入費等</p> <p>■補助率 10/10以内</p> <p>■補助額 1店舗あたり上限10万円</p>   | ●         |           | 県         | <p>■鹿児島県飲食店感染防止対策強化支援事業事務局<br/>201-3241<br/>(平日9:00~17:00)</p> |       |       |        |        |        |        |       |       |        |        |        |   |  |   |   |
| キャッシュレス導入支援事業    | <p>新型コロナウイルス感染症防止対策として有効なキャッシュレスの普及を図るため、キャッシュレスを新たに導入する県内の中小・小規模事業者に対して、導入に要する経費を補助</p> <p>【補助内容】</p> <p>■補助率 4/5以内</p> <p>■補助上限額 1事業者あたり上限10万円</p>  | ●         |           | 県         | <p>■鹿児島県キャッシュレス導入支援事業事務局<br/>295-3888<br/>(平日9:00~17:00)</p>   |       |       |        |        |        |        |       |       |        |        |        |   |  |   |   |

| 事業名  | 内容  | 税務上の取り扱い |                      | 実施主体             | 事業実施者             |                |  |  |   |   |
|--|---|----------|----------------------|------------------|-------------------|----------------|--|--|---|---|
|  |   | 課税対象     | 非課税対象                |                  |                   |                |  |  |   |   |
| タクシー事業者及び自動車運転代行業者支援金  | <p>市内飲食店への営業時間短縮要請等に伴い、特に大きな影響を受けているタクシー、自動車運転代行の事業継続を下支えするため、支援金を給付</p> <p>【支給金額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援金額</th> <th>支援上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5台目まで：1台あたり6万円</td> <td rowspan="2">210万円</td> </tr> <tr> <td>6台目以降：1台あたり1万円</td> </tr> </tbody> </table>                                   | 支援金額     | 支援上限額                | 1～5台目まで：1台あたり6万円 | 210万円             | 6台目以降：1台あたり1万円 |  |  | 市 | <p>■市産業支援課<br/>216-1322<br/>(8:30～17:15 土日祝日除く)</p> |
|  | 支援金額  | 支援上限額    |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
|  | 1～5台目まで：1台あたり6万円  | 210万円    |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
|  | 6台目以降：1台あたり1万円  |          |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
|  | <p>市内飲食店への営業時間短縮要請等の再延長に伴い、特に大きな影響を受けているタクシー、自動車運転代行の事業継続を下支えするため、支援金を追加給付</p> <p>※1回目の給付を受けた方は原則、申請不要</p> <p>【支給金額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援金額</th> <th>支援上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5台目まで：1台あたり3万円</td> <td rowspan="2">105万円</td> </tr> <tr> <td>6台目以降：1台あたり5千円</td> </tr> </tbody> </table> | 支援金額     | 支援上限額                | 1～5台目まで：1台あたり3万円 | 105万円             | 6台目以降：1台あたり5千円 |  |  |   |   |
| 支援金額   | 支援上限額   |          |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
| 1～5台目まで：1台あたり3万円   | 105万円   |          |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
| 6台目以降：1台あたり5千円   |   |          |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
| <p>市内飲食店への営業時間短縮要請(R3.8.6要請)に伴い、特に大きな影響を受けているタクシー、自動車運転代行の事業継続を下支えするため、支援金を給付</p> <p>【支給金額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援金額</th> <th>支援上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5台目まで：1台あたり3万円</td> <td rowspan="2">105万円</td> </tr> <tr> <td>6台目以降：1台あたり5千円</td> </tr> </tbody> </table>                                       | 支援金額  | 支援上限額    | 1～5台目まで：1台あたり3万円     | 105万円            | 6台目以降：1台あたり5千円    |                |  |  |   |   |
| 支援金額   | 支援上限額   |          |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
| 1～5台目まで：1台あたり3万円   | 105万円   |          |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
| 6台目以降：1台あたり5千円   |   |          |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
| <p>まん延防止等重点措置の適用を踏まえた市内飲食店への営業時間短縮要請等の延長(R3.8.18要請)等に伴い、特に大きな影響を受けているタクシー、自動車運転代行の事業継続を下支えするため、支援金を追加給付</p> <p>【支援金額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援金額</th> <th>支援上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5台目まで：1台あたり45,000円</td> <td rowspan="2">1,575,000円</td> </tr> <tr> <td>6台目以降：1台あたり7,500円</td> </tr> </tbody> </table> | 支援金額  | 支援上限額    | 1～5台目まで：1台あたり45,000円 | 1,575,000円       | 6台目以降：1台あたり7,500円 |                |  |  |   |   |
| 支援金額   | 支援上限額   |          |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
| 1～5台目まで：1台あたり45,000円   | 1,575,000円  |          |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
| 6台目以降：1台あたり7,500円  |   |          |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
| <p>まん延防止等重点措置の適用を踏まえた市内飲食店への営業時間短縮要請等の延長(R3.9.9要請)等に伴い、特に大きな影響を受けているタクシー、自動車運転代行の事業継続を下支えするため、支援金を追加給付</p> <p>【支援金額】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支援金額</th> <th>支援上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5台目まで：1台あたり38,500円</td> <td rowspan="2">135万円</td> </tr> <tr> <td>6台目以降：1台あたり6,400円</td> </tr> </tbody> </table>       | 支援金額  | 支援上限額    | 1～5台目まで：1台あたり38,500円 | 135万円            | 6台目以降：1台あたり6,400円 |                |  |  |   |   |
| 支援金額   | 支援上限額   |          |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
| 1～5台目まで：1台あたり38,500円   | 135万円   |          |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |
| 6台目以降：1台あたり6,400円  |   |          |                      |                  |                   |                |  |  |   |   |

| 事業名                                   | 内 容   | 税務上の取り扱い |       | 実施主体 | 事業実施者                                      |
|---------------------------------------|---|----------|-------|------|--|
|                                       |   | 課税対象     | 非課税対象 |      |  |
| 家賃支援金                                 | 市内飲食店への営業時間の短縮要請等により大きな影響を受けている中小企業者等の事業継続の下支えを行うため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、本市独自の家賃支援金を給付<br><第1期><br>【支援金額】<br>支払賃料（月額）× 1/2<br>（上限：法人 20万円、個人事業者 10万円）<br><br><第2期><br>【支援金額】<br>支払賃料（月額）× 1/2<br>（上限：法人 20万円、個人事業者 10万円）                   | ●        |       | 市    | ■家賃支援金専用ダイヤル<br>295-4381<br>(平日8:30~17:15) |
| ECサイト・ホームページ導入等支援事業                   | 新型コロナウイルス感染症の地域経済への影響を踏まえ、市内の中小企業者等の商品販売やサービス、店舗のPRを図るため、EC（電子商取引）サイト・ホームページの立ち上げ等に対し助成を行う。<br>【補助内容】<br>■補助率 3/4<br>■補助上限額 40万円  | ●        |       | 市    | ■市産業支援課ものづくり係<br>216-1323                  |
| 中小企業資金融資事業（新型コロナ関連）                   | 新型コロナウイルス感染症関連資金を利用した市内中小企業者に対し1年間の利子補給（上限30万円）を行う。<br>【対象者・対象額】<br>①県新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金を令和2年4月に利用した市内中小企業者<br>1年分の利子相当額から県補助(0.2%)を差し引いた額（上限30万円）<br>②市経営安定化資金（危機関連保証・セーフティネット保証対応4号）を令和2年3月に利用した市内中小企業者<br>1年分の利子相当額全額(上限30万円)※但し、設備資金除く | ●        |       | 市    | ■市産業支援課金融係<br>216-1324                     |
| 介護事業所等サービス継続支援事業                      | 介護サービス事業所等が必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスの提供時では想定されない経費等に対して支援を行う。   | ●        |       | 県    | ■県高齢者生き生き推進課介護保険室<br>286-2687              |
| 障害福祉サービス事業所等サービス継続支援事業補助金             | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている障害福祉サービス事業所等がサービスを継続して提供できるよう、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されないかかり増し経費の一部を補助   | ●        |       | 市    | ■市障害福祉課ゆうあい係<br>216-1272                   |
| 鹿児島市宿泊施設等新型コロナ対策支援補助金                 | 安心安全な観光地域づくりに向け、衛生対策強化に係る取組に対し補助金を交付（補助率1/2）<br>【補助額・上限額】<br>宿泊事業者：<br>合計収容定員数に応じた金額（最大50万円）<br>貸切バス事業者：1.5万円×保有台数(最大25万円)<br>タクシー事業者：0.5万円×保有台数(最大25万円)  | ●        |       | 市    | ■市観光プロモーション課戦略係<br>216-1510                |
| 両立支援等助成金（育児休業等支援コース：新型コロナウイルス感染症対応特例） | 新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主への助成<br>【助成金額】1人あたり5万円（1事業所につき10人まで（上限50万円）   | ●        |       | 国    | ■鹿児島労働局 雇用環境・均等室<br>222-8446               |

| 事業名  | 内 容  | 税務上の取り扱い |       | 実施主体 | 事業実施者   |
|--|--|----------|-------|------|---|
|  |  | 課税対象     | 非課税対象 |      |   |
| 両立支援等助成金（新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース） | 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師又は助産師の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備した事業主への助成<br>【助成金額】対象労働者1人あたり28万5千円（1事業所5人まで）                         | ●        |       | 国    | ■鹿児島労働局 雇用環境・均等室<br>222-8446                              |
| 両立支援等助成金（介護離職防止支援コース：新型コロナウイルス感染症対応特例）         | 新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給休暇制度を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主への助成<br>【助成金額】<br>休暇取得日数 合計5日以上10日未満：20万円<br>合計10日以上：35万円<br>※1事業主あたり5人まで申請可能 | ●        |       | 国    | ■鹿児島労働局 雇用環境・均等室<br>222-8446                              |
| 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金（労働者を雇用する事業主の方向け）    | 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話を行うことが必要となった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対し、助成<br>・日額上限額 13,500円                       | ●        |       | 国    | ■雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター<br>0120-60-3999 |
| 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）  | 令和3年8月1日から令和3年12月31日までの間に、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対し、支援金を支給<br>・6,750円/日（定額）                                       | ●        |       | 国    | ■雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター<br>0120-60-3999 |
| 宿泊施設新観光ビジネス支援補助金                               | 鹿児島市内の宿泊施設と体験型観光メニューや着地型ツアー等が連携した今後の本市への誘客につながるセット商品造成・販売及びイベントの実施などの新たな取組等に対し支援。<br>【補助率・上限額】4分の3・最大100万円<br>※宿泊施設の合計収容定員数に応じた額                 | ●        |       | 市    | ■市観光プロモーション課戦略係<br>216-1510                               |
| オンライン観光支援補助金                                   | 事業者等が実施する海外から本市への将来の誘客につながるオンライン観光の取組に対し、支援。<br>【補助率・上限額】2分の1・最大30万円   | ●        |       | 市    | ■市観光プロモーション課戦略係<br>216-1510                               |
| 鹿児島県誘客支援取組等支援事業費補助金                            | 鹿児島の魅力発信力やおもてなし力を向上させ、観光業の回復につなげようとする取組を支援<br>【補助率・上限額】3分の2・100万円<br>※合計収容定員数等に応じた額  | ●        |       | 県    | ■県観光・文化スポーツ部観光課<br>(事務局：258-5900)                         |
| 宿泊施設感染防止対策等支援事業費補助金                            | コロナ収束後の需要回復に向けた受入環境整備（バリアフリー化）に係る資金を支援<br>【補助率・上限額】<br>a.国や市町村の補助金等を活用していない場合<br>3分の2・650万円<br>b.国や市町村の補助金等を活用している場合<br>2分の1・250万円               | ●        |       | 県    | ■県観光・文化スポーツ部観光課<br>(事務局：248-7606)                         |



| 事業名                             | 内 容  | 税務上の取り扱い |       | 実施主体 | 事業実施者                        |
|---------------------------------|--|----------|-------|------|------------------------------|
|                                 |  | 課税対象     | 非課税対象 |      |                              |
| 鹿児島市家賃支援金                       | <p>新型コロナウイルス感染症のクラスター発生など感染の拡大等に伴い、売り上げが減少し、家賃の負担が重くなっている中小企業者等の事業継続をさらに下支えするため、国の「家賃支援給付金」に上乗せする本市独自の支援金を給付</p> <p>【給付金額】<br/>支払賃料（月額）に基づき算定した支援金額（月額）の6倍（法人：最大150万円、個人事業者：最大75万円）</p>  | ●        |       | 市    | ■鹿児島市家賃支援金専用ダイヤル<br>239-6303 |
| フードビジネス推進事業補助金<br>(新メニュー等開発補助金) | <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経済的影響を受けている中小企業等が専門家等の支援を受け取り組む、かごしまの豊かな農林水産資源や食品加工技術等を生かした付加価値の高い新メニュー等の開発と販売促進に要する経費の一部を助成。</p> <p>【補助額】<br/>上限10万円(補助率.2/3)</p>  | ●        |       | 市    | ■市産業創出課産業創出係<br>216-1319     |
| クリエイターマッチング支援事業補助金              | <p>新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し、新たな事業展開が必要な市内の中小企業者等が、事業にクリエイティブの要素を取り入れ、新たな製品やサービスの開発をするためにクリエイター等に発注する業務の契約金額の一部を助成する。</p> <p>【補助額】<br/>上限10万円(補助率10/10)</p>   | ●        |       | 市    | ■市産業創出課産業創出係<br>216-1319     |
| クラウドファンディング活用支援補助金              | <p>新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う課題解決に資する起業や新製品・新サービスの開発などに取り組む市内の起業家や中小企業等が、テストマーケティングや資金調達のためクラウドファンディングを活用する際に支払う手数料の一部を助成する。</p> <p>【補助額】<br/>上限20万円（補助率1/2）</p>   | ●        |       | 市    | ■市産業創出課産業創出係<br>216-1319     |
| 肉用牛肥育経営安定対策事業                   | <p>新型コロナウイルス感染症拡大により経営が悪化している肉用牛肥育農家に対し、枝肉価格下落の影響を緩和し、肥育経営の維持継続を支援するため、本市独自の補助金を交付する。</p> <p>【事業対象】<br/>令和2年8月1日から令和3年1月31日までに出荷した牛</p> <p>【補助金交付対象者】<br/>「牛マルキン制度」に加入している市内肉用牛肥育農家</p> <p>【補助額】<br/>牛マルキン制度で算出される標準的販売価格と標準的生産額の差額の1/10以内（1頭あたり上限2万円）</p> | ●        |       | 市    | ■市生産流通課畜産係<br>216-1499       |